

認証基準に関する FAQ

目次

【入店・支払い時等に関する基準】	1
Q 1 入店時の体調確認について、掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？（基準1）	1
Q 2 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？（基準2）	1
Q 3 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていただけませんか？（基準2）	1
Q 4 「入店時に従業員が来店者に呼びかけ」とあります。従業員が2名しかいないのですが、入口に1名常時いて呼びかけをしなければならないのでしょうか？（基準2）	1
Q 5 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声がけなどで促すとされていますが、店舗入口と客席のどちらでも行う必要がありますか？（基準4）	1
Q 6 マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいのでしょうか？（基準4）	2
【客席の利用に関する基準】	3
Q 7 同一グループとは何ですか？（基準5～7）	3
Q 8 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置する。」というのは、どういうことですか？（基準5）	3
Q 9 お客様が隣に着座した場合に、1mの間隔を計測する基準を教えてください。互いの相手方に近い肩同士の距離なのか、飛沫感染の元となる互いの口と口との間で計測するのでしょうか。（基準5，6）	3
Q 10 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティション等はどの程度の大きさが必要ですか？（基準5）	4
Q 11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティション等は、背中合わせの場合でも必要ですか？（基準5）	4
Q 12 パーティション等は家族や職場の同僚の場合も必要ですか？（基準6，7）	4
Q 13 同一グループのお客様どうしの間に、1m以上の距離が確保できないので、テーブル内の対面席や隣り合う席、またはカウンターの隣り合う席の間にパーティション等を設置したいのですが、どの程度の大きさを目安にしたらよいのでしょうか？（基準6，7）	4
Q 14 カウンター越しに対面で接客を行う場合、パーティション等は必須ですか？またその場合どの程度の大きさを目安にしたらよいのでしょうか？（基準8）	5

【ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等に関する基準】	5
Q15 従業員が取り分ける場合，従業員の手袋着用義務に関する記述がありませんが，不要と解釈してよろしいでしょうか？（基準9）	5
Q16 ドリンクバーを提供する場合，どのような対策が必要でしょうか？（基準9）	5
Q17 現在，ビュッフェは休止中ですが，「ビュッフェスタイル等での提供はしていない。」の回答でよろしいでしょうか。いずれビュッフェスタイルに戻す事を検討していますが，その場合の回答方法はどのようにしたらよいでしょうか。（基準9）	6
Q18 認証時にはビュッフェスタイルによる料理の提供を行っていませんでしたが，ビュッフェスタイルを開始したいです。どのような手続きが必要になりますか？（基準9）	6
【カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等に関する基準】	6
Q19 なぜ，歌唱者や出演者に対して，不織布マスクの着用を要請する必要があるのですか。布マスクやフェイスシールドの着用ではだめですか？（基準12）	6
Q20 店内にステージはないのですが，どうしたらよいでしょうか？（基準12）	7
Q21 カラオケ等の行為を行う際に，換気でどのようなところに気をつければ良いですか。（基準12）	7
【施設設備の管理に関する基準】	8
Q22 特定建築物とは何ですか？なぜそれ以外の建物とは別の基準が定められているのですか？（基準13，14）	8
Q23 店に設置されている機械換気設備により必要換気量が確保できているか確認したいのですが，実際の確認方法にはどのようなものがありますか？（基準13，14）	8
Q24 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたら良いでしょうか？（基準13，14）	8
Q25 CO ₂ センサーはなぜ必要なのでしょう？どのようなものを用意したらよいですか？（基準15）	9
Q26 CO ₂ センサーによる測定を行う場所はどのように選定したらよいでしょうか？測定頻度はどうしたらよいですか？（基準15）	10
Q27 個室には別にCO ₂ センサーを設置したほうがよいでしょうか？部屋の数と同じ数だけCO ₂ センサーを購入する必要がありますか？（基準15）	10
Q28 CO ₂ センサーが品切れで購入できません。どうしたらよいでしょうか？（基準15）	10
Q29 店舗が小さい，厨房（コンロ等の熱源）の近くに客席がある等で，二酸化炭素濃度がすぐに1000ppmを超過してしまいます。どうしたらよいですか？（基準15）	10
【従業員の感染予防に関する基準】	11
Q30 従業員が店で従事する時に，不織布マスクではなく，マウスシールドやフェイスシールド，布マスク等を着用しても良いですか？（基準18）	11

【入店・支払い時等に関する基準】

Q 1 入店時の体調確認について、掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？（基準1）

体温計による体温測定については、行うことが望ましいとしています。入口に設置し、入店者が顔をかざすと体温が表示される非接触型の体温測定器などもありますので、導入を御検討ください。

Q 2 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？（基準2）

新型コロナウイルス感染症感染予防のための手指消毒の方法は、厚生労働省 HP、経済産業省 HP に基づき、水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄、アルコール消毒液、医薬部外品等の承認を有する製品としてください。

リンク：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

Q 3 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていただけませんか？（基準2）

厚生労働省 HP にて、自由に使える、感染症予防関連の啓発資料やイラストが作成・提供されております。また、県でも啓発資料の例を作成しておりますので、御活用下さい。

リンク：国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

Q 4 「入店時に従業員が来店者に呼びかけ」とあります。従業員が2名しかいないのですが、入口に1名常時いて呼びかけをしなければならないのでしょうか？（基準2）

店舗が小さい場合は、店舗の中や厨房から呼びかける、アナウンスを流す、注文を受ける際に初めに確認するなどの対応が考えられます。

Q 5 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声かけなどで促すとされていますが、店舗入口と客席のどちらでも行う必要がありますか？（基準4）

はい。店舗入口では掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声かけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。また、食事後すぐにマスクを再着用するよう促すために、客席での注文時、配食時等に呼びかけを行い、客席から見える位置にも掲示を行うとともに、食事が終わって会話している利用者がいた場合は、声かけをお願いします。

「正当な理由」については、来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用等が困難な場合や、窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。

Q6 マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいでしょうか？（基準4）

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。

店舗入口で利用者への掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声がけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会，令和2年10月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>

【客席の利用に関する基準】

Q7 同一グループとは何ですか？（基準5～7）

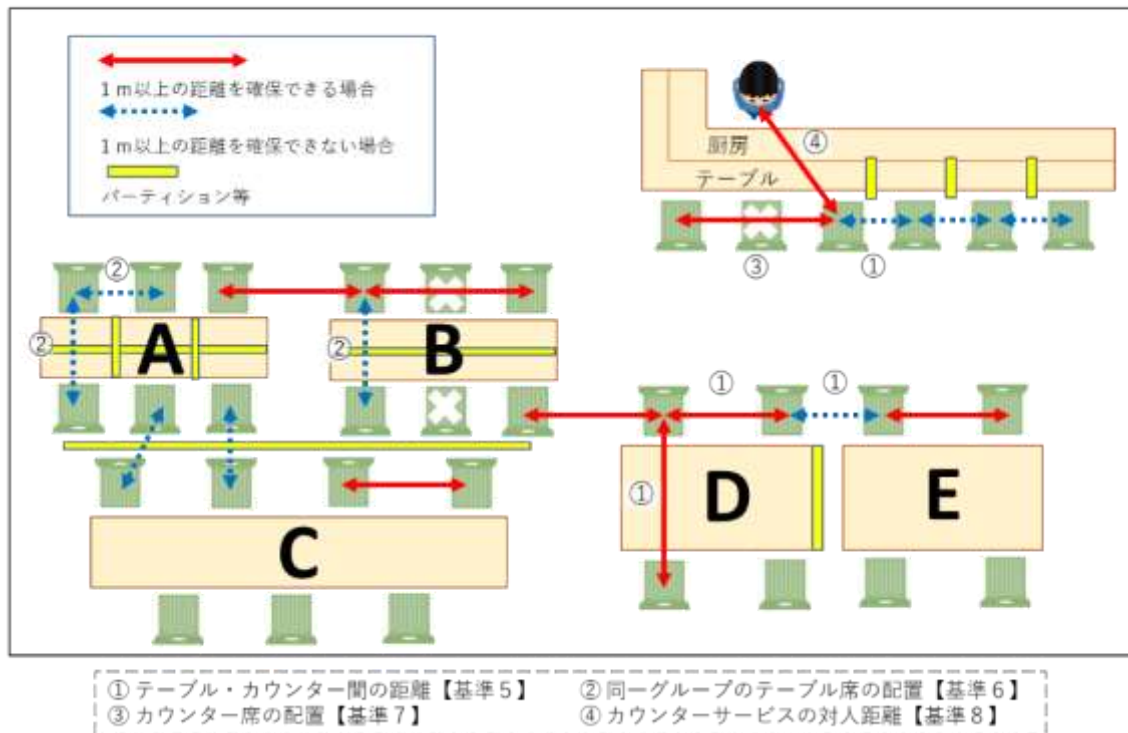
この基準において、同一グループとは、一緒に来店した方々を指します。

Q8 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置する。」というのとは、どういうことですか？（基準5）

下図に基準5～8をまとめた図がありますので、御参照ください。

別のグループが使用している客席では、客同士の対人距離を最低1m以上確保することが必要です。下図では、A、B、C、D、Eが別のグループとして作成しておりますので、グループの客席同士の対人距離を最低1m以上確保してください。1m以上確保できない場合は、パーティション等の設置が必要です。

（別図）



Q9 お客様が隣に着座した場合に、1mの間隔を計測する基準を教えてください。互いの相手方に近い肩同士の距離なのか、飛沫感染の元となる互いの口と口との間で計測するのでしょうか。（基準5，6）

利用者が1つのテーブルにおいて隣に着座する場合は、座席の中心と座席の中心の間隔について1m以上、つまり飛沫感染の元となる互いの口と口の間で距離を計測します。

Q10 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティション等はどの程度の大きさが必要ですか？（基準5）

以下を満たすパーティション等を設置してください。

- ・高さ：別テーブルに座る両者の目を覆う高さ以上で換気を阻害しない程度
- ・幅：原則，テーブルとほぼ同じ幅

※ 過剰な高さまでパーティション等を設置すると，換気が阻害されるおそれがありますので，口から飛散する直接的な飛沫が相手に飛散しない範囲で設置してください。

Q11 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティション等は，背中合わせの場合でも必要ですか？（基準5）

「背中合わせで座る」場合であっても，口と口の間の距離を1m以上確保するか，パーティション等の設置が必要です。

Q12 パーティション等は家族や職場の同僚の場合も必要ですか？（基準6，7）

普段から日常的に接しており，長時間同じ空間で過ごす少人数の家族や少人数の知人等（職場の同僚や学校の友人等）の同一グループや介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は，パーティション等の設置は不要です。

家族や知人等でも，普段から日常的に接しており，長時間同じ空間で過ごしていない者同士の場合（例：久しぶりに会う親戚や友人，同じ会社でも部署が違う者同士）は，座席中心間の間隔を1m以上確保するか，パーティション等を設置できるようにしてください。

Q13 同一グループのお客様どうしの間に，1m以上の距離が確保できないので，テーブル内の対面席や隣り合う席，またはカウンターの隣り合う席の間にパーティション等を設置したいのですが，どの程度の大きさを目安にしたらいでしょうか？（基準6，7）

以下を満たすパーティション等を設置してください。

- ・高さ：隣接または対面した際に両者の目を覆う高さ以上で換気を阻害しない程度
- ・幅（対面席の場合）：原則，テーブルとほぼ同じ幅
- ・奥行き（隣席の場合）：テーブルまたはカウンターとほぼ同じ奥行き

※ 過剰な高さまでパーティション等を設置すると，換気が阻害されるおそれがありますので，口から飛散する直接的な飛沫が相手に飛散しない範囲で設置してください

**Q14 カウンター越しに対面で接客を行う場合、パーティション等は必須ですか？
またその場合どの程度の大きさを目安にしたらいでしょうか？（基準8）**

料理の提供時も含め、カウンター越しに対面する利用者と従業員の間には1 m以上の距離を確保するよう努めてください。上記の取り組みができない場合は、パーティション等の仕切りを設けてください。

パーティション等の大きさは下記を満たすものとしてください。なお、飲食物を提供する部分は開けても構いません。

- ・高さ：対面した際に両者の目を覆う高さ以上換気を阻害しない程度
- ・幅：利用者と対面する範囲

※ 過剰な高さまでパーティション等を設置すると、換気が阻害されるおそれがありますので、口から飛散する直接的な飛沫が相手に飛散しない範囲で設置してください。

なお、パーティション等の形状、材質の選定にあたっては、火気や熱を発する機器から距離をとり、難燃・不燃性の素材のものを選び、誘導灯を隠さないように設置しましょう。また、天井近くに設置すると換気が妨げられることがありますので、換気の空気の流れを遮らないように設置しましょう。

リンク：「飛沫防止用シート」の火災に注意！（消防庁 HP）

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf

【ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等に関する基準】

Q15 従業員が取り分ける場合、従業員の手袋着用義務に関する記述がありませんが、不要と解釈してよろしいでしょうか？（基準9）

従業員については、食事提供の作業に習熟し、継続して衛生的な作業（盛り付け）を行うことが可能であると考えております。また、感染予防として基準18に手洗い等について規定しており、作業前後の手指洗浄・消毒はもちろん、作業中においても必要に応じた手指洗浄・消毒をしていただくことを前提に考えております。

以上より、従業員の方が料理を取り分ける場合は、従業員の手袋の着用は不要としています。

Q16 ドリンクバーを提供する場合、どのような対策が必要でしょうか？（基準9）

人が密集することや、同じ機器を何人もの方が触ることによる感染を防止するため、ドリンクバーについても、ビュッフェ等と同様の措置を行ってください。その他、人が集中しないよう、対人距離の確保や利用人数の制限を行ってください。

Q17 現在、ビュッフェは休止中ですが、「ビュッフェスタイル等での提供はしていない。」の回答でよろしいでしょうか。いずれビュッフェスタイルに戻す事を検討していますが、その場合の回答方法はどのようにしたらよいでしょうか。（基準9）

ビュッフェを休止・中止している場合は、「提供はしていない。」としてください。ただし、再開する場合は変更届出書の提出が必要となります。

一方、今後再開することが確定的である場合は、再開後の取り組み内容を記入してください。

Q18 認証時にはビュッフェスタイルによる料理の提供を行っていませんでしたが、ビュッフェスタイルを開始したいです。どのような手続きが必要になりますか？（基準9）

既に認証を受けた店舗の場合、要綱第8の規定により、遅滞なく、変更の届出をして頂くことになります。

【カラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等に関する基準】

Q19 なぜ、歌唱者や出演者に対して、不織布マスクの着用を要請する必要があるのですか。布マスクやフェイスシールドの着用ではだめですか？（基準12）

これら、歌唱する、大声で発声する行為に伴い、大量の飛沫が口から放出され、飛沫感染のリスクが非常に高まることを認識していただき、感染防止に努めていただく必要があるためです。実際に、カラオケ設備を使用していた施設ではクラスターが多数発生しています。

不織布マスクの着用の要請については、マウスシールド、フェイスシールド、布マスク、不織布マスクの中で、飛沫防止効果が最も高いのは不織布マスクであるため、このような規定としています。

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。また、ウレタンマスクや布マスクは吐き出し飛沫、吸い込み飛沫がともに多くなりますので、「着用を要請する」という基準としておりますが、十分御注意いただき、御対応ください。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会、令和2年10月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>

Q20 店内にステージはないのですが、どうしたらよいでしょうか？（基準12）

客席内ではカラオケ等の行為は実施せず、別にカラオケ等を行う場所を特定してください。場所の特定にあたっては、可能な限り上部に換気設備があるところとし、実施場所（ステージ）と客席の間に2m以上の距離を確保することが必要です。なお、換気設備は常時稼働してください。

Q21 カラオケ等の行為を行う際に、換気でどのようなところに気をつければ良いですか。（基準12）

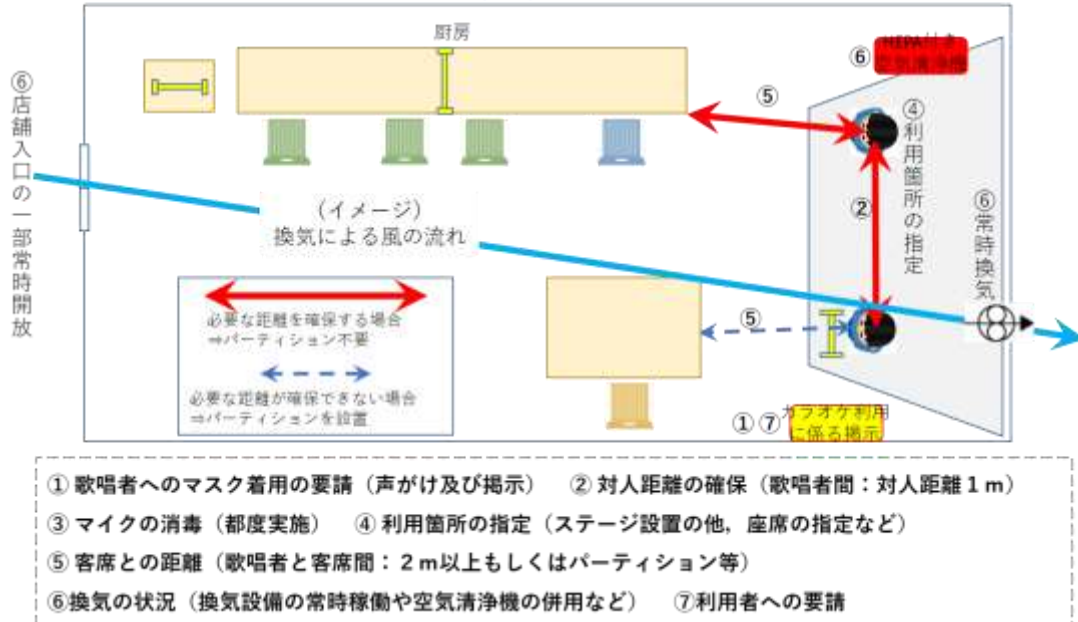
Q19のとおり、これらの行為を行う際に、大量の飛沫が飛散し、空気の流れて空間を漂うこととなりますので、感染を防ぐためには、適切な換気が非常に重要です。可能な限り上部に換気設備があるところにステージを設置し、換気設備を常時稼働してください。

また、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う場合は、風量が5m³/min以上のものを使用するとともに、歌唱者や出演者の近く且つ換気の空気の流れを妨げない場所に設置してください。

〈カラオケ利用に係る基準〉

歌唱に伴い、大量の飛沫やマイクロ飛沫が口から出るなど、飛沫感染のリスクのある行為であると認識いただき、感染防止に努めていただく必要があります。
(実際に、カラオケを使用していた施設ではクラスターが多数発生しています)

カラオケ利用時の基準を反映したイメージ（一例）



【施設設備の管理に関する基準】

Q22 特定建築物とは何ですか？なぜそれ以外の建物とは別の基準が定められているのですか？（基準13，14）

特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により定められた特定用途に利用される部分の面積が3000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校の場合は8000㎡以上）の建築物を指します。

特定建築物である場合、帳簿書類の備え付けや2ヶ月に1回の空気環境の測定等、維持管理が法令で義務づけられているため、管理がされていることを前提とし、それ以外の建物とは別の基準を定めました。

Q23 店に設置されている機械換気設備により必要換気量が確保できているか確認したいのですが、実際の確認方法にはどのようなものがありますか？（基準13，14）

(1) 店舗が特定建築物内にある場合

- ・ 「建築物の完成図書」，「空調設備平面・断面系統図」，「主要空調機器の一覧表」，「空調設備の整備記録」等により店舗内の機械換気設備・換気機能を持つ冷暖房設備の換気量（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）及び定員を御確認ください。
- ・ さらに、直近2ヶ月以内の空気環境測定の結果を確認し、店舗内または店舗に一番近い測定場所で行われたものの二酸化炭素の含有率の測定値を確認してください。
- ・ 上記図書等が無い場合は、設置されている機器の型番を確認し、メーカーのホームページなどにて仕様を確認してください。
- ・ 店舗がテナント等のため申請者が把握していない場合は、建物の管理者等に上記についてお問い合わせください。

(2) 建築物衛生法の対象外の場合

- ・ 店舗内の機械換気設備・換気機能を持つ冷暖房設備の換気量を御確認ください。
- ・ 設置製品の説明書・仕様書やメーカーのホームページなどで確認できます。
- ・ 対象店舗がテナント等のため申請者が把握していない場合などは、建物の管理者等にお問い合わせください。

※ (1)，(2)のいずれの場合も、換気設備による換気量を示す書類（建築物衛生法で定められた帳簿書類，製品の説明書・仕様書等）について、現地調査時に提示を求める場合があります。

Q24 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたら良いでしょうか？（基準13，14）

以下の措置を実施してください。

- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え、一方向の窓又はドアを常時一部開放する。さらに、可能であればサーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

なお、新型コロナウイルスについては短時間で感染している事例も報告されていることから、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開するよりも、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する措置がより推奨されています。

また、サーキュレーターや冷暖房設備（エアコン）を併用し、空気の流れを作ることや、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行うことも推奨されています。空気清浄機を併用する場合は、HEPAフィルターによるろ過式の製品とし、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用してください。また、人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置し、空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させることに御留意ください。

リンク：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

Q25 CO₂センサーはなぜ必要なのでしょう？どのようなものを用意したらよいですか？（基準15）

CO₂センサーで店舗内の二酸化炭素濃度を確認することにより、換気が十分行われているか確認するためです。

NDIR（非分散型赤外線）センサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。

※ 研究機関の調査等によって、CO₂濃度が正しく測定できない粗悪品が一部で流通していると判明しています。CO₂センサーを選ぶ際は、こちらを参考にしてください。

Q26 CO₂センサーによる測定を行う場所はどのように選定したらよいでしょうか？測定頻度はどうしたらよいですか？（基準15）

換気方法や通気経路（風通し）などを踏まえ、最も換気がよくない場所を選ぶ必要があります。まずは、客席の何か所かで測定してください。そのうち、高い値が出る場所で、かつ、ドア・窓・換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところを選び、定期的な測定場所としてください。

測定頻度については、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を毎日利用者が多い時間に定期的に測定してください。

機械換気設備による換気量が十分でない店舗等において、窓開けによる換気を行うときには連続測定が有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動（窓開け等）をあらかじめ伝えてください。

Q27 個室には別にCO₂センサーを設置したほうがよいでしょうか？部屋の数と同じ数だけCO₂センサーを購入する必要がありますか？（基準15）

客席と空気環境が異なると考えられる個室については、客席とは別に二酸化炭素濃度を測定してください。個室が多数ある場合は、同じような環境の個室であれば、代表的な個室について測定してください。ただし、CO₂センサーを必ずしも複数個購入する必要はありません。最低でも1基用意し、定期的にセンサーを移動させる等により、御対応をお願いします。

目安の1000ppmを超過した場合は、機械換気設備を常時稼働させ、さらに、窓を開放する、入店者数を調整する、換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなど追加の措置を講じてください。

Q28 CO₂センサーが品切れで購入できません。どうしたらよいでしょうか？（基準15）

CO₂センサーが品切れにより購入できない場合は、発注していることを担保する書類（発注書・注文票の写しなど）を御用意の上、申請してください。第三者による確認の際に、書類及び聞き取りにて確認します。

Q29 店舗が小さい、厨房（コンロ等の熱源）の近くに客席がある等で、二酸化炭素濃度がすぐに1000ppmを超過してしまいます。どうしたらよいですか？（基準15）

人の呼気以外に、コンロ等の熱源や暖房設備により二酸化炭素濃度は上昇しますので、まずは熱源等から離れたところで測定してください。

それでも熱源等の影響により1000ppmを超過する場合は、人のいない状況で二酸化炭素濃度を計測し、その値を勘案する等の対応も考えられます。

【従業員の感染予防に関する基準】

Q30 従業員が店で従事する時に、不織布マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールド、布マスク等を着用しても良いですか？（基準18）

いいえ。従業員へは不織布マスクの着用を義務づけています。

マウスシールド、フェイスシールド、布マスク、不織布マスクの中で、飛沫防止効果が最も高いのは不織布マスクです。

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。また、ウレタンマスクや布マスクは吐き出し飛沫、吸い込み飛沫がともに多くなりますので、このような規定としています。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会，令和2年10月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>